

南山大学大学院法務研究科（法科大学院）における 司法試験在学中受験資格認定に関する取扱要領

1. 目的

この取扱要領は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」および「司法試験法」第4条第2項第1号等に基づき、南山大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）において、本法科大学院に在学中に司法試験を受験する場合の資格（以下「在学中受験資格」という。）認定等に関する必要な事項を定める。

2. 資格の認定

在学中受験資格は、本法科大学院の課程に在学する者であって、南山大学の学長が、次の両要件を満たすと認定した者に付与する。

- (1) 本法科大学院において所定科目単位を修得していること。
- (2) 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に本法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

3. 資格認定の条件

① 2-(1)に関する在学中受験資格認定の条件は、司法試験が行われる日の属する年の3月31日（標準修業2年次・既修1年次修了）までに、本法科大学院カリキュラムにおける以下の3区分に応じ、それぞれ定める科目を履修し単位を修得していることとする。

- (1) 「法律基本科目群の基礎科目」（必修科目が該当）30単位以上
- (2) 「法律基本科目群の応用科目」（必修科目が該当）18単位以上
- (3) 「選択科目」4単位以上

展開・先端科目群における「労働法（個別紛争）」「労働法（集団紛争）」「国際法」「国際私法」「税法」「倒産法務（破産）」「倒産法務（民事再生）」「経済法」「国際取引法」「知的財産権法A」「知的財産権法B」「環境法」から2科目を選択する。

ただし、司法試験出願時に選択する選択科目と同一である必要はなく、本区分から4単位以上修得していればよい。

② 2-(2)に関する在学中受験資格認定の条件は、司法試験が行われる日の属する年の翌年の3月31日までに本法科大学院の課程を修了できないことが確定していないこととする。

附 則

この要領は、2023年3月1日から施行する。